

宇都宮市立河内中学校PTA慶弔規定

規定 会員に慶弔のあったときには、下記により慶弔を表す。

第1条 役員が2週間以上の傷病にある場合は、見舞金5,000円を贈る。

第2条 会員・役員・生徒死亡の場合は、香料20,000円を贈る。

第3条 教職員死亡の場合は、下記による。

- 1 教職員死亡の場合は、第2条によるほか花輪1基を贈る。
- 2 教職員配偶者死亡の場合は、香料10,000円と花輪1基を贈る。
- 3 教職員父母死亡の場合は、香料5,000円と花輪1基を贈る。
- 4 教職員配偶者父母（同居）死亡の場合は、香料5,000円を贈る。
- 5 教職員傷病の場合は、第1条による。

第4条 教職員の結婚および出産の場合は、下記による。

- 1 教職員結婚の場合は、5,000円を贈る。
- 2 教職員出産の場合は、5,000円を贈る。

第5条 教職員転退の餞別は、下記の通りとする。

<教職員>

1年目以下	2,000円
2年目～3年目	5,000円
4年目～5年目	10,000円
6年目以上	20,000円

<校長・副校長>

2年目未満	10,000円
2年目～3年目	15,000円
4年目以上	20,000円

第6条 会長・副会長・書記・会計・部長が退職したときは、感謝状と記念品を贈る。

第7条 すべて返礼はしないものとする。

第8条 前規定以外で特に考慮を要する場合は、役員会において検討する。

平成 4年 4月18日 第5条一部改正

平成 5年 5月 1日 第1条、第2条、第3条、第4条一部改正

平成11年 4月23日 第6条、第8条一部改正

平成22年 4月17日 第6条一部改正

平成27年 4月18日 第6条一部改正

平成28年 4月16日 全文見直し改正